

2021年1月12日
新日本電工株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（第9報）

当社は、1月7日に政府が1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）を対象に発出した緊急事態宣言の内容を踏まえ、1月12日（火）より本社に勤務する全従業員につきまして、以下の対応をいたします。

1. 勤務について

- ・テレワーク可能な職務は最大限在宅勤務を活用し、政府要請である通勤の7割削減に努める。
- ・出社での勤務の場合はフレックスタイムの活用等により混雑時間帯での公共交通機関の利用回避を徹底し、極力20時までに帰宅する勤務とする。
- ・引き続き感染予防対策（マスク着用・手指消毒等）を徹底する。

2. 会議について

- ・会議はWEB会議を活用し、外部との面着の会議は原則として禁止する。

なお、全ての事業所において、対象地域への出張および対象地域からの出張、ならびに海外出張について当面の間原則禁止とする。

当社は、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後もお客様・地域住民の皆様・従業員等の安全を最優先に感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

新日本電工株式会社 総務部

電話：03-6860-6800

以 上